

多摩市「健幸！ワーク宣言」に関する取扱要領

第1条 趣旨

多摩市（以下「市」という。）では、市内で働く方を含め、市民一人一人が健康と幸せを獲得できるようサポートする「健幸まちづくり」の取組を進めています。

「健幸！ワーク宣言」は、働く人の健康と幸せのため、企業、団体、大学等（以下単に「企業等」という。）の代表者自身と従業員・職員の働き方について宣言を行い、市とともに取組を進めていただける企業等を募集するものです。

本取扱要領は、「健幸！ワーク宣言」（以下「宣言」という。）を行うにあたり、必要な事項を定めるものです。

第2条 定義

- (1) **健幸** 次の「健康」と「幸せ」を兼ね備え、自分らしく毎日いきいきと暮らしている状態。
 - ① **健康** 維持しうる心身機能を必要に応じて適切な支援（医療・介護・生活支援等）を受けながら、維持又は向上させている状態。
 - ② **幸せ** 自己肯定感（長所も短所も含めて、自分の価値や存在を肯定できる感情）を持って、主体的に行動している状態。
- (2) **健幸都市** 世代の多様性があり、市民の誰もが生涯を通じて「健幸」である都市。
- (3) **健幸まちづくり** 健幸都市・多摩の実現を目指す取組みであり、健康と幸せの獲得に繋がる知見をまちづくりに活かし、市民が健康で幸せな日々を過ごせるまちを、行政、市民、NPO、団体、事業者、大学等が主体的に、又は、ともに連携・協働し、つくっていく取組。
- (4) **健幸！ワーク宣言**
健幸まちづくりの一環として、市に所在する企業等の代表者又は人事・労務の責任者が自身と従業員・職員の健康と幸せを推進するため、その取組を宣言するもの。

第3条 宣言の条件

宣言を行う者は、常時雇用する労働者を有し、次の各号の要件を満たす者とする。

- (1) 所在地（事業所の一部を含む。）が市内にあること。
- (2) 労働基準法、労働安全衛生法、健康増進法その他の法令に違反する行為を行っていないこと。
- (3) 企業等並びに代表者及び従業員が多摩市暴力団排除条例（平成25年3月29日条例第14号）第2条に規定する暴力団若しくは暴力団員又は暴力団関係者でないこと。

2 前項第1号にかかわらず、市が適当と認める者は健幸！ワーク宣言を行うことができる。

第4条 宣言の内容

宣言は、次の各号の内容を含むものとする。

- (1) 職場で働く人の健康と幸せを応援するとともに、自らも健康で幸せな働き方をしていくことを宣言し、誰もがいきいきと、健康で幸せに働ける企業等をめざし、リーダーシップを発揮し、健幸な働き方の追求に取り組む旨の文言
- (2) 前号の内容を実現していくための取組内容
- (3) 宣言日及び宣言者名

2 宣言は、次の各号の内容を含んではならない。

- (1) 特定の商品、サービス等の宣伝をする内容
- (2) 違法又は公序良俗に違反する内容
- (3) 市の品位を傷つけるおそれがある内容
- (4) 特定の政治、宗教又は選挙の活動を推薦又は貶める内容
- (5) 特定の個人又は団体を市が公認しているような誤解を与えるおそれがある内容
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市が不適当と認める内容

第5条 宣言の登録

宣言を行おうとする者は、市が用意するインターネット上のフォームにより宣言の内容及び連絡先等の必要事項を登録しなければならない。ただし、フォームによる登録が難しい場合はこの限りではない。

2 登録を行った企業等は、市による健幸！ワーク宣言の公表に同意したものとみなす。

第6条 宣言の公表

市は、企業等から宣言の登録を受けた場合は、市の公式ウェブサイト等で公表する。

2 前項による公表は、登録から1年間行う。ただし、宣言者から削除の申し出がない場合、この期間を延長できる。

第7条 宣言の変更・取消等

企業等は、宣言の内容に変更があったとき又は宣言を取り消すときは、速やかに市にその旨を連絡しなければならない。

2 企業等が第3条第1項各号を満たさなくなったとき及び健幸！ワーク宣言が第4条第2項各号に該当するときは、市は前条の公表を中止するものとする。

第8条 費用

宣言に関わる事務経費は、無料とする。

第9条 責任の制限

市は、宣言に関わる事務について、本取扱要領に定めるほか、企業等に対し義務を負わな

い。

2 宣言によって企業等に損害が生じた場合及び第三者に対して損害又は損失を与えた場合において、市は損害賠償、損失補償その他一切の責任を負わない。